近江八幡市告示第260号

近江八幡市認知症高齢者等見守りシール交付事業実施要綱を次のように制定する。 令和 2 年 9 月 1 6 日

近江八幡市長 小 西 理

近江八幡市認知症高齢者等見守りシール交付事業実施要綱(目的)

第1条 この要綱は、認知症により自力で居宅に戻れなくなるおそれがある者等(以下「認知症高齢者等」という。)及び認知症高齢者等を居宅で介護する者又はその家族(以下「介護者等」という。)に対して見守りシールを交付し、認知症高齢者等の安全確保の仕組みを整える近江八幡市認知症高齢者等見守りシール交付事業(以下「事業」という。)を実施することにより、認知症高齢者等が行方不明になった場合に早期に発見し、保護及び引渡しを図り、並びに介護者等の精神的負担を軽減し、もって認知症高齢者等の生命及び身体の安全並びにその介護者等への地域全体の見守り支援を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「見守りシール」とは、介護者等の申請により市が登録する認知症高齢者等の連絡先等の情報を携帯電話等により確認できる個人情報が保護されている専用のウェブサイト(以下「専用サイト」という。)に接続できる二次元コード及び専用サイトに登録された認知症高齢者等ごとに付番された個別の番号が印字されたシールであって、認知症高齢者等の衣服、持ち物、靴、帽子等(以下「衣服等」という。)に貼るものをいう。

(事業の内容)

- 第3条 事業は、次に掲げる認知症高齢者等が行方不明となった場合に見守りシール により早期保護等につなげるためのものとする。
 - (1) 認知症高齢者等を発見した者が見守りシールに印字された二次元コードを読み

取ることにより、介護者等と通信すること。

- (2) 市職員が通信システムにより、前号に規定する通信状況等を閲覧すること。 (対象者)
- 第4条 事業の対象となる者は、近江八幡市認知症高齢者等事前登録事業及びSOS ネットワーク事業実施要綱(令和2年近江八幡市告示第239号)第4条の規定に よる市の登録の決定を得た者(以下「対象者」という。)とする。

(利用の申請)

第5条 介護者等又は対象者の法定代理人で事業の利用を希望する者(以下「申請者」 という。)は、近江八幡市認知症高齢者等見守りシール交付事業利用申請書(別記 様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(利用の決定等)

- 第6条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、利用の可否を 決定したときは、近江八幡市認知症高齢者等見守りシール交付事業利用決定(却下) 通知書(別記様式第2号)により、申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、事業の利用が決定した申請者(以下「利用者」という。)に対し、次の 各号に掲げる見守りシールの区分に応じ、当該各号に掲げる枚数を無償で交付する ものとする。
 - (1) 耐洗ラベル 20枚
 - (2) 蓄光シール 10枚
- 3 市長は、前項の規定により見守りシールを交付する場合は、利用に係る認知症高齢者等(以下「利用対象者」という。)の第5条の申請書に記載の情報を別に定める近江八幡市認知症高齢者等見守りシール交付事業台帳(以下「台帳」という。)に登録するものとする。

(追加交付の申請等)

第7条 利用者で見守りシールの追加交付を希望するものは、近江八幡市認知症高齢者等見守りシール交付事業追加交付申請書(別記様式第3号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、当該申請に係る見守りシールを利用者 に交付するものとする。
- 3 前項の規定による見守りシールの追加交付に係る実費相当額は、利用者の負担と する。

(関係機関への情報提供等)

第8条 市長は、事業の実施に際し、利用対象者の早期の発見、保護及び引渡しを図るために必要が生じたときは、台帳に登録した利用対象者の情報を近江八幡警察署、地域包括支援センター(包括的支援事業の委託先を含む。)、民生委員、児童委員、自治会その他捜索活動に協力する関係機関及び団体等に提供し、連携を図るものとする。

(利用者の遵守事項)

- 第9条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 事業に必要な情報をインターネット接続環境下において専用サイトに登録し、利用対象者の衣服等に見守りシールを貼ること。
 - (2) 見守りシールを他人に譲渡し、又は販売しないこと。
 - (3) 見守りシールを改ざんしないこと。
 - (4) 見守りシールを事業の目的以外に使用しないこと。

(変更の届出等)

- 第10条 利用者は、第5条の申請書及び近江八幡市認知症高齢者等事前登録事業及びSOSネットワーク事業実施要綱第4条の登録票に記載した内容に変更が生じたときは、速やかに近江八幡市認知症高齢者等見守りシール交付事業変更届(別記様式第4号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による届出により専用サイトに登録した情報に変更が生じた ときは、速やかに専用サイト及び台帳を変更するものとする。

(利用の廃止)

第11条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、近江八幡市認知症高齢 者等見守りシール交付事業利用廃止届(別記様式第5号)に未使用の見守りシール を添えて速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 利用対象者が第4条に規定する対象者に該当しなくなったとき。
- (2) 事業の利用を必要としなくなったとき。

(利用の取消し)

- 第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業の利用を取り消すことができる。
 - (1) 利用者が虚偽の申請その他不正な手続によって利用の決定を受けたとき。
 - (2) 利用者が第9条各号に掲げる遵守事項に違反したとき。
 - (3) 利用者から前条に規定する届出を受理したとき。
 - (4) その他市長が事業の利用の必要がないと認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により事業の利用を取り消したときは、近江八幡市認知症高齢者等見守りシール交付事業利用取消通知書(別記様式第6号)により利用者に通知し、専用サイトに登録した情報を削除するものとする。
- 3 利用者は、事業の利用を取り消されたときは、未使用の見守りシールを市に返還 しなければならない。

(個人情報の保護等)

第13条 事業に関わる者は、その業務上知り得た個人情報を慎重に扱うものとし、 みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。事業に関わらなく なった後も、同様とする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。